

# 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定

## ○建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

### 1. 【住宅(表1)】

【住宅】 建築物の戸数、床面積		1棟あたりの手数料の金額(円)						
		事前審査等、知事が別に定める方法により技術的審査を経て、県へ申請する場合(※1)		左記以外 (県へ直接申請する場合)				
				簡易な評価方法(※2)		標準的な評価方法		
				新規	変更	新規	変更	新規
一戸建ての住宅		5,000	3,000	18,700	9,800	36,800	18,900	
共同住宅等(※3)	住戸部分	1戸	5,000	3,000	18,700	9,800	36,800	18,900
		～5戸	10,100	6,000	35,300	18,600	74,500	38,200
		～10戸	17,300	10,400	51,200	23,700	104,800	54,100
		～25戸	28,900	17,300	73,600	39,600	147,500	76,600
		～50戸	48,400	29,000	111,100	60,400	211,900	110,800
		～100戸	86,800	52,000	168,100	92,700	303,800	160,500
		～200戸	137,400	82,400	239,500	133,500	411,500	219,500
		～300戸	173,600	104,100	309,500	172,100	539,600	287,100
	301戸～	185,100	111,100	352,100	176,000	633,600	335,300	
	共用部分	～300㎡	10,100	6,000	—	—	117,900	59,900
		～1,000㎡	18,400	11,000	—	—	155,500	79,500
		～2,000㎡	28,900	17,300	—	—	194,500	100,100
		～5,000㎡	86,800	52,000	—	—	303,000	160,200
		～10,000㎡	137,400	82,400	—	—	389,100	208,300
～25,000㎡		173,600	104,100	—	—	465,100	249,900	
	25,000㎡～	217,000	130,200	—	—	541,700	292,500	

### 2. 【非住宅建築物(表2)】

【非住宅建築物】 建築物の床面積		1棟あたりの手数料の金額(円)					
		事前審査等、知事が別に定める方法により技術的審査を経て、県へ申請する場合(※1)		左記以外 (県へ直接申請する場合)			
				簡易な評価法(※4)		標準的な評価法(※5)	
				新規	変更	新規	変更
～300㎡		10,100	6,000	93,800	47,900	256,700	129,400
～1,000㎡		18,400	11,000	124,900	64,300	321,600	162,600
～2,000㎡		28,900	17,300	157,300	81,500	415,200	210,600
～5,000㎡		86,800	52,000	254,700	136,000	592,600	305,300
～10,000㎡		137,400	82,400	332,600	180,000	730,000	379,300
～25,000㎡		173,600	104,100	399,800	217,200	862,900	449,600
25,000㎡～		217,000	130,200	469,000	256,100	984,500	514,900

### 3.【複合建築物(表3)】

1棟あたりの手数料の金額(円)	
申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。	
一 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合	この表の一の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額
二 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合	イ及びロの金額を合算した金額 イ 住戸部分の総戸数に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ロ 共用部分の床面積に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額
三 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合	前号イの金額
四 住宅以外の用途に供する部分を有する場合	住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じたこの表の二の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

※1 認定対象の区分に応じ、それぞれ次の方法により技術的審査を受けた場合

●住宅部分が認定対象の場合

①登録住宅性能評価機関で技術的審査を受けた場合

②住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合

③BELS(一般財団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度)に基づく評価書の交付を受けている場合

●非住宅部分が認定対象の場合

①登録建築物エネルギー消費性能判定機関で技術的審査を受けた場合

②BELSに基づく評価書の交付を受けている場合

●複合建築物全体が対象の場合

①登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関で技術的審査を受けた場合

②BELSに基づく評価書の交付を受けている場合

※2 誘導仕様基準により評価している場合。

※3 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額となります。

イ 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額。

ロ 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、住戸部分の手数料の金額。

※4 モデル建物法により評価している場合

※5 BEST省エネツール、標準入力法により評価している場合

※ 上記のほか、当該認定の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、上記認定申請手数料に別途建築確認申請と同額の手数料を加算して下さい。(なお、建築基準法第6条の3ただし書(ルート2の構造計算をルート2建築主事が審査すること)により構造計算適合性判定が不要になる場合は、さらに所定の手数料(構造計算適合性判定と同額)を加算して下さい。)

※ 申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置して、他の建築物を含めた複数棟で申請を行う場合にあつては、棟ごとの手数料金額を合算して下さい。